

件名	愛媛県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	食品表示法（平成25年6月28日公布、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

**【改正の概要】**

食品表示法が施行されることに伴い、松山市（保健所設置市）に権限移譲している事務に係る規定の整備を行う。

（保健所を設置する市が処理する事務） 追加

第28条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、食品衛生法若しくは健康増進法の規定 又は食品表示法の規定（国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係る部分に限る。） に違反し、又は違反するおそれがある食品等に関する次に掲げる事務は、保健所を設置する市が処理することとする。

(1)～(6) 省略 ◀ 食品関連事業者が食品等の自主回収に着手した際の報告の受理等

施行日 食品表示法の施行の日

**【その他参考事項】**

**1 食品表示法**

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、健康増進法及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の「食品の表示」に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するもの

**2 本条例の自主回収報告制度の概要**

